	【自立活動の指導】フォーカス・リスト	
生徒の姿に、以下の	D困りが見られた場合…	「自立活動の指導」の各区分との関連。
・生活のリズム	 ▼ あてはまる項目には、クリックして「○」を記入。記入後、シート2「区分・内容」を確認 □基本的な生活習慣(起床、就寝時間等)が定着していない。排泄の周期(トイレに行くタイミング等)が安定していない、など。 □食事のとり方(量の過多や偏食など)に課題が見られる。 □ はまずくに、マンス(明帯の)(まずくる)、明帯の記(佐田が用しることがする。 □ はまずくに、マンス(明帯の)(まずくる)、明帯の記(佐田が用しることがする。 □ はまずくに、マンス(明帯の)(まずくる)、日本の記(佐田が用しることがする。 	1 健康の保持
に関して, 困り が見られる。	□服薬を行っている(服薬の必要がある)。服薬の副作用が現れることがある。 □こだわりが強い。環境の変化に敏感,または影響を受けやすい。(天候の変化も含む。) □心理的に緊張したり不安を感じたりして,集団に参加できないことがある。 □活動(学習)する場所や場面が異なる場合に,心理的な圧迫を受けて参加(行動)できなくなる。	2 心理的な安定
•意欲, 関心,	□食欲がないことがある。 □興味,関心の低下,意欲の減退などの症状が見られる。(主に,病気に原因が求められる場合) □運動量が少ない。(結果として肥満になっていたり,体力低下が見られたりする。)	1 健康の保持
態度,心理的な面に関して,困りが見られる。	□こだわりが強い。環境の変化に敏感,または影響を受けやすい。(天候の変化も含む。) □心理的に緊張し興奮したり不安を感じたりして(急に怒ったり, 泣き出したりするなど), 集団に参加できないことがある。 □活動(学習)する場所や場面が異なる場合に, 心理的な圧迫を受けて参加(行動)できなくなる。	
	□計算や文章理解など、教科やその領域によって不得意な分野がある。(学習に対して意欲的ではない姿が見られる。) □肯定的な感情をもつことができない。(もちにくい。) □消極的であったり、活動をしたがらなかったりする。	3 人間関係の形成
	□健康状態の維持・改善に必要な生活のリズムが定着していない。 □季節に応じた衣類の選択ができない。衣類や使ったもの等の整理整頓ができない。 □体調不良を訴えるなどして、継続的に学習に取り組めないことがある。	1 健康の保持
	□心理的に緊張し興奮したり不安を感じたりして(急に怒ったり, 泣き出したりするなど), 集団に参加できないことがある。 □自分の行動を注意されたときに, 反発する。自分なりのやり方(こだわり)がある。また, 自分の気持ち(どうしたいのかなど)をうまく伝えられない。 □計算や文章理解など, 教科やその領域によって不得意な分野がある。(あるいは, 学習の仕方が定着していない。)	2 心理的な安定
	□他者とのかかわりをもとうする際に、どうしていいか分からないような様子が見られる。 □相手の気持ちや、周りの雰囲気を感じ取っていないような言動が見られる。 □同じ失敗を繰り返す。その場にあった行動ができない、または苦手。 □衝動をおさえられないことがある。何かを我慢できずに突発的な行動することがある。 □言葉の意味理解の不足、間違いなどから、友達との会話のやりとりが難しい。(集団に入って行けない。)	3 人間関係の形成
・スキル定着 の面に関し て, 困りが見ら れる。	□注意するべき方向からの音声(話の中心の人)に意識が向かない。(人の話を聞いてないような姿が見られる。) □文字の読み書きについて、苦手な様子が見られる。 □苦手な音(金属音、人工的な音、放送器具からの音、大きな音、特定の声等)がある。 □「もう少し」「そのくらい」「大丈夫」といった抽象的な表現の理解ができない。またはとらえ違いをすることがある。 □興味をもっていることだけに極端に集中する。(時間内に終わらせられない。活動等の全体像が把握できない、など)	······ 4 環境の把握 ·····-
	□左右の違いがわからない。または、右と左を間違うことがある。 □身の周りの整理整頓を遂行できない。 □手足をいっしょに動かすような動作(体操, 楽器演奏, その他機器の操作等)が苦手である。 □細かな作業や操作等が苦手である。	5 身体の動き
	□他人のものを、了解なく使う、持っていく、借りるなどの姿が見られる。 □自分の考えや気持ちを的確に言葉にできない(語彙そのものが少ない)。また相手の質問に的確に答えられない。 □その意味を理解せずに言葉を使っていることがある。言葉の使い間違いがある。 □話し言葉(ロ頭)でのコミュニケーションが苦手、またはできにくい。 □文章の理解や表現に時間を要する。 □場や相手の状況に応じたコミュニケーションがとれない。 □会話の内容や状況に応じた受け答えをすることができない。 □会話の内容や周囲の状況を読み取ることが難しい。	6 コミュニケーション
外部からの 刺激, 環境か	□周りにいる人(その人数,集団の構成)の状況によって落ち着かない(参加できない)ことがある。 □大きな音声がする場所等,刺激の強い場所で情緒が不安定になる。 □予定の変更を受け入れられなかったり,変更があると行動が鈍くなったりする。	1 健康の保持
の成、環境が らの影響に関 して、困りが見 られる。	□特定の音や光に過敏に反応する。 □過度に集中して,決まった時間に活動を終えることができない。 □触覚(皮膚感覚)の過敏さが見られる。(決まった服しか着ない。寒くても薄着,など。)	4 環境の把握
	□注意が続かない。(どこに注目すればいいのかわかっていないような姿が見られる。) □示された手本や見本通りの動作ができない。	5 身体の動き
健康面に関 ンて,困りが見	□呼吸機能,体温調節機能,服薬の種類や時間,発熱,てんかん発作等に関する配慮が必要。 □嘔吐,下痢,便秘等,体調に関する配慮が必要。 □病気の症状から食欲の減退,身体症状の変化,興味や関心の低下や意欲の減退等が見られる。 □症状とストレスの関連が感じられる。 □運動量が少ない。または運動量に制限がある,可能な運動に限りがある,など。	1 健康の保持
られる 。	□心理的に緊張していたり、不安な様子が見られたりする。 □生活のリズムの不安定さからの体調不良が見受けられる。	2 心理的な安定
	□視覚, 聴覚, 触覚, 嗅覚等を通してとらえた情報を適切に理解することが困難である。 □体の動きが硬かったり, バランスが悪かったりする様子が見られる。	4 環境の把握
(視覚障がい, 聴覚 障がい, 肢体不自 由等, 心身の障害 や病理的な面から	□視覚障がい、聴覚障がい、四肢切断によって義肢を装着している場合、床ずれ等がある場合 □視覚障がい、肢体不自由、障害が重度で重複している場合 □肢体不自由、筋ジストロフィー、視覚障がい、補助的手段を活用する場合、運動動作がきわめて困難な場合、心臓疾患などの場合	 1 健康の保持 4 環境の把握 5 身体の動き
の支援を要する場合)	□版体不自由、肪ンストロノイー、倪見障かい、補助的手段を活用する場合、連動動作がざわめて困難な場合、心臓疾患などの場合 □脳性まひ、聴覚障がい、構音障がい等の場合	5 身体の動き 6 コミュニケーション

区分	項目(区分ごと3-1~3-6のシートに具体的指導例等を記載)	
1	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。	
健	(2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。	
康の	(3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。	
保	(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。	
持	(5)健康状態の維持・改善に関すること。	
2 心	(1)情緒の安定に関すること。	
理的な	(2)状況の理解と変化への対応に関すること。	
安定	(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること。	
3	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。	
間関	(2)他者の意図や感情の理解に関すること。	
係の	(3)自己の理解と行動の調整に関すること。	
形 成	(4)集団への参加の基礎に関すること。	
4	(1)保有する感覚の活用に関すること。	
環	(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。	
境の	(3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。	
把	(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。	
握	(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。	
5	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。	
身	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。	
体の	(3)日常生活に必要な基本動作に関すること。	
動	(4)身体の移動能力に関すること。	
き	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。	
6	(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。	
П 111 1	(2)言語の受容と表出に関すること。	
ニケ	(3)言語の形成と活用に関すること。	
ĺ シ	(4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。	
ョン	(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。	

区分		具体的指導例(学習指導要領「自立活動の指導」編、各項目より「★引用、抜粋」。それらをもとに「●応用」した指導例。)
1 健康の保持	(1)生活のリズムや生活習慣の形成に関すること。 体温の調節, 覚醒と睡眠など健康状態の維持・改善に必要な生活のリズム を身に付けること, 食事や排泄などの生活習慣の形成, 衣服の調節, 室温の 調節や換気, 感染予防のための清潔の保持など健康な生活環境の形成を図 ること	★生活のリズムや生活習慣の形成に関する指導を行う際には、対象の幼児児童生徒の1日の生活状況を把握する必要がある。特に、覚醒と睡眠のリズム、食事及び水分摂取の時間や回数・量、食物の調理形態、摂取時の姿勢や援助の方法、口腔機能の状態、排泄の時間帯・回数、方法、排泄のサインの有無などに加えて、呼吸機能、体温調節機能、服薬の種類や時間、発熱、てんかん発作の有無とその状態、嘔吐、下痢、便秘など体調に関する情報も入手しておくこと ●保護者との連絡ノート等の活用(就寝時間や起床時間、食事の量や時間の状況等について連絡を取り合い、登校後の健康状態に配慮できるようにする。保護者にも学校での様子などを伝え、健康の保持に努められるようにする。)
	(2)病気の状態の理解と生活管理に関すること。 自分の病気の状態を理解し、その改善を図り、病気の進行の防止に必要な 生活様式についての理解を深め、それに基づく生活の自己管理ができるよう にすること	・この項の具体的な指導内容の対象として例に挙げられているのは「糖尿病」「二分脊椎」「進行性疾患」「うつ病」「口蓋裂」「てんかん」「小児がん」等のある幼児児童生徒の場合である。 ★うつ病などの精神性の疾患の幼児児童生徒の場合、食欲の減退などの身体症状、興味や関心の低下や意欲の減退などの症状が見られるが、それらの症状が病気によるものであることを理解できないことが多い。このような場合には、医師の了解を得た上で、幼児児童生徒が病気の仕組みと治療方法を理解するとともに、ストレスがそれらの症状に影響を与えることが多いので、自らその軽減を図ることができるように指導することが大切である。例えば、日記を書くことでストレスとなった要因に気付いたり、小集団での話合いの中で、ストレスを避ける方法や発散する方法を考えたりすることも有効である。
	(3)身体各部の状態の理解と養護に関すること。 病気や事故等による神経、筋、骨、皮膚等の身体各部の状態を理解し、その部位を適切に保護したり、症状の進行を防止したりできるようにすること	・この項の具体的な指導内容の対象として例に挙げられているのは「視覚障がい」「聴覚障がい」「四肢切断によって義肢を装着している場合」「床ずれ等」がある幼児児童生徒の場合であるので、専門機関、医師等と相談の上で具体的な指導について考える。 ★学習中の姿勢に留意したり、危険な場所での対処方法を学んだりして、視覚管理を適切に行うことができるように指導する。 ★自ら適切な聞こえの状態を維持できるよう耳の保護にかかわる指導を行う。 ★義肢を装着している部分を清潔に保ったり、義肢を適切に管理したりすることができるようにする。 ★体位変換の方法を自分で工夫したり、他の人に依頼したりできるようにする。
	(4)障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること。 自己の障害にどのような特性があるのか理解し、それらが及ぼす学習上又は生活上の困難についての理解を深め、その状況に応じて、自己の行動や感情を調整したり、他者に対して主体的に働きかけたりして、より学習や生活をしやすい環境にしていくこと	★自分から別の場所に移動したり、音量の調整や予定を説明してもらうことを他者に依頼したりするなど、自ら刺激の調整を行い、気持ちを落ち着かせることができるようにすることが大切である。 ★自分の長所や短所、得手不得手を客観的に認識することが難しかったり、他者との違いから自分を否定的に捉えてしまったりすることがある。そこで、個別指導や小集団などの指導形態を工夫しながら、対人関係に関する技能を習得するなかで、自分の特性に気付き、自分を認め、生活する上で必要な支援を求められるようにすることが大切である。 ●クールダウンできる場の設置・確保(生徒の申し出や必要に応じてクールダウンができるようにしておく。この場合、生徒が近くの人に「~~していいですか?」と言えるように指導するとともに、関わる教員に「生徒がこういう申し出をした際には、~~させてほしい」等の確認も行っておく。) ●使用する場所の照明や放送のスイッチ類の場所や操作方法の確認。(音や光の刺激が強すぎるような時には「スイッチを切っていいですか?」などの報告をしたり、断った上で自分から操作したりできるようにする。)
	(5)健康状態の維持・改善に関すること。 障害のため、運動量が少なくなったり、体力が低下したりすることを防ぐために、日常生活における適切な健康の自己管理ができるようにすること	★運動することへの意欲を高めながら適度な運動を取り入れたり、食生活と健康について実際の生活に即して学習したりするなど、日常生活において自己の健康管理ができるようにするための指導が必要である。 ★健康状態の維持・改善を図る指導を進めるに当たっては、主治医等から個々の幼児児童生徒の健康状態に関する情報を得るとともに、日ごろの体調を十分に把握する必要があることから、医療機関や家庭と密接な連携を図ることが大切である。 ●生徒の興味、関心等の把握(生徒がどういう競技種目に興味や関心をもっているかを把握するようにし、保健体育の授業でその競技を実施する際には「体育で〇〇競技をします。参加してみますか」と誘いかけたり、競技の一部を予め特別支援学級担任と生徒で行ったりするようにする。また生徒から「〇〇をしてみたい」等の申し出があった際には、必要に応じて特別支援学級における指導時間や休み時間中に可能な範囲で練習したり競技の一部などに取り組んだりして、実際の教科での指導に備えるようにする。 ●関係する教職員への事前連絡。(生徒に極端な体調不良や、服薬等の副作用症状が見られる場合には、事前にそのことを予め伝え、生徒に負担がかからないようにする。)

区分 項目(このシートはA3サイズ横用紙で設定しています。)	具体的指導例(学習指導要領「自立活動の指導」編、各項目より「★引用、抜粋」。それらをもとに「●応用」した指導例。)
(1)情緒の安定に関すること。 情緒の安定を図ることが困難な幼児児童生徒が,安定した情緒の下で生 できるようにすること	★障害のある幼児児童生徒は、生活環境など様々な要因から、心理的に緊張したり不安になったりする状態が継続し、集団に参加することが難しくなることがある。このような場合は、環境的な要因が心理面に大きく関与していることも考えられることから、睡眠、生活のリズム、体調、天気、家庭生活、人間関係など、その要因を明らかにし、情緒の安定を図る指導をするとともに、必要に応じて環境の改善を図ることが大切である。
2	●予定等の掲示・提示の工夫(生徒に不安が生じないように、各教室に掲示されている行事予定表、週間日課表等をもとに、必要に応じて具体的な活動内容を示したものを特別支援学級内に掲示したり、生徒に個別に提示したりして、その後の活動に関しての見通しを持ったり確かめたりしやすいようにする。) ●教室環境整備(生徒が落ち着けるように教室内の生徒机の周りを仕切りで囲うなど。また学習スペースのほかに、休憩やクールダウンのできる場も確保する。休憩の際にはお気に入りの活動〈例:本読みやパズルなど〉もできるように、生徒の興味や関心のあるものを教師が事前に把握しておき、必要なものを設置するようにする。) ●クールダウンや休憩を申し出た場合の対応(可能な範囲で申し出に応じるようにする。なお、何かの活動途中であれば「まだ〇〇の途中ですよ」と確かめたり、「どうしたのですか?」と理由を聞いたりして、生徒の様子にも配慮しつつ、要求に応じられるようにする。) ●生徒への賞賛、認め(生徒が一つの活動に自分から取り掛ったり、最後までし続けた場合には教師がそれを認めたり褒めたりすることで、生徒自身ががんばったことや、自分がしたことの良さを意識できるようにする。)
(2)状況の理解と変化への対応に関すること。 場所や場面の状況を理解して心理的抵抗を軽減したり、変化する状況を理解して適切に対応したりするなど、行動の仕方を身に付けること 的 な 安 定	★場所や場面が変化することにより、心理的に圧迫を受けて適切な行動ができなくなる幼児児童生徒の場合、教師と一緒に活動しながら徐々に慣れるよう指導することが必要である。 ●教師が一緒の行動(初めての活動に参加する場合や、日常的な生活パターンと異なる学校行事期間等に、一人で活動に参加できない様子が見られる時には、教師が予めその活動内容を説明したり、予め生徒と一緒に活動場面に行ったり、または他の生徒が活動している様子を見学するなどして、その場で行われていることや、その場にいることそのものに慣れていくようにする。) ●活動への準備、慣熟化(教師が生徒と一緒に活動に取りかかったり、生徒ができそうなことを少しずつ取り組んだりしながら、活動に参加できるきっかけを増やすようにする。また、活動を主に指導する担当の教師に特別支援学級に来てもらうなどして、1対1で活動に取り組むことを通して徐々に活動に慣れていったり、その教師との接し方に慣れていったりするようにする。)
(3)障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服する意欲に関すること 自分の障害の状態を理解したり、受容したりして、主体的に障害による学 上又は生活上の困難を改善・克服しようとする意欲の向上を図ること	

区分	項目(このシートはA3サイズ横用紙で設定しています。)	具体的指導例(学習指導要領「自立活動の指導」編、各項目より「★引用、抜粋」。それらをもとに「●応用」した指導例。)
	(1)他者とのかかわりの基礎に関すること。 人に対する基本的な信頼感をもち,他者からの働き掛けを受け止め,それ に応ずることができるようにすること	★他者とのかかわりをもとうとするが、その方法が十分に身に付いていない自閉症のある幼児児童生徒の場合、身近な教師とのかかわりから、少しずつ、教師との安定した関係を形成することが大切である。そして、やりとりの方法を大きく変えずに繰り返し指導するなどして、そのやりとりの方法が定着するようにし、相互にかかわり合う素地を作ることが重要である。
3 人間関係の形成		●あいさつ、言葉遣いの指導(特別支援学級では、場面をとらえてあいさつや言葉遣いの指導をするようにする。) ●教科指導への準備、慣熟化(一人で交流学級での授業に行けない場合、特別支援学級担任と一緒に行くなどの支援も施しつつ、別の機会に教科担当の教師と1対1で接する場を設定し、授業の進め方や教科の勉強の仕方を教えてもらうなどしながら、その教師との人間関係の形成を図ることができるようにする。生徒の状態によって特別支援学級担任もその場にいるようにしながら、必要に応じて生徒と教科担当の教師が1対1で過ごせるようにしたり、教科担当教師の誘いに応じて交流学級での授業に行けるようにしたりする。) ●尋ね方の定着(生徒にわからないことがあって不安に感じている様子がある場合には「わからない時にはこういう風に質問するといいよ」など質問の仕方を確かめておくようにする。また生徒が不安に感じていることがある場合には、予め教科担当の教師に伝える。) ●教科指導の先生との交流(教科によっては、期限を決めてノートなどの提出が求められる場合には、特別支援学級担任と職員室に行って提出物を出すような経験を積んだり、教科担当の教師に「××を持ってきました。見てください」と伝えたりするなど、その場に応じて必要な指導を行うようにする。)
	(2)他者の意図や感情の理解に関すること。 他者の意図や感情を理解し,場に応じた適切な行動をとることができるようにすること	★自閉症のある幼児児童生徒の場合、言葉や表情、身振りなどを総合的に判断して相手の思いや感情を読み取り、それに応じて行動することが困難な場合がある。また、言葉を字義通りに受け止めてしまう場合もあるため、行動や表情に表れている相手の真意の読み取りを間違うこともある。そこで、生活上の様々な場面を想定し、そこでの相手の言葉や表情などから、相手の立場や相手が考えていることなどを推測するような指導を通して、他者と関わる際の具体的な方法を身に付けることが大切である。
		●事前の伝達、個別への伝達・連絡(学年集会や全校集会の場では、生徒に予め「今日の集会では××先生からこういう話があります。」や、「生徒会の××委員会からこういう提案があります。」など伝えることで会の大まかな見通しを持てるようにし、何があるかわからないという心理的な不安を軽減するとともに、事後には「この人が言いたかったことはこういうことです」など話し手の意図も確かめ、それが自分自身や学校生活を送る上で大切なことであるということも伝えるようにする。) ●同級生らとの交流時の指導、配慮(休憩時間や放課後などに同級生などと触れ合う場面では、「今、何の話をしているのですか?」などと教師も会話に加わりながら、「今、××君が言いたかったこと、わかる」というように、生徒に同級生が話していることや、そこで相手がどういうことを伝えたいのかということを考えられる機会も設ける。)
	(3)自己の理解と行動の調整に関すること。 自分の得意なことや不得意なこと,自分の行動の特徴などを理解し,集団の 中で状況に応じた行動ができるようになること	★ADHDのある幼児児童生徒の場合、衝動の抑制が難しかったり、自己の状態の分析や理解が難しかったりするため、同じ失敗を繰り返したり、目的に沿って行動を調整することが苦手だったりすることがある。そこで、自分の行動とできごととの因果関係を図示して理解させたり、実現可能な目当ての立て方や点検表を活用した振り返りの仕方を学んだりして、自ら適切な行動を選択し調整する力を育てていくことが大切である。
		●不安解消のための準備(生徒が予定されている活動に参加できないような時には、何が原因で参加できないのかその理由を確かめたり、「どうすればみんなと一緒にできるかな?」とい問いかけたりして、不安を取り除くために、生徒自身が少しずつできることに取り組んでいけるようにする。また、自分から「××できません」や「××してみたい」など申し出た際には「わかりました」と応え、自分から申し出られたことを認めながら、生徒の意向に応えるようにする。) ●活動の紹介や参加への準備(集団の中になかなか入って行けない場合には、活動している場所の近くまで教師と一緒に行ったり、集団の中から教師や同級生などに近くに来てもらったりして、「今、こういうことをしています。あなたも××をしてみませんか」などの声かけを通して、少しずつでも活動に興味をもてるようにしていく。) ●対人スキルの習熟、定着(活動の参加にあたって、教師が生徒に「不安なことがありますか」や「どうすると参加できそうですか」など予め尋ね、生徒の気持ちを聞き必要に応じて、その場で求められるスキルの定着、またはそのための練習などを行うようにする。)
	(4)集団への参加の基礎に関すること。 集団の雰囲気に合わせたり、集団に参加するための手順やきまりを理解したりして、遊びや集団活動などに積極的に参加できるようになること	★LDのある児童生徒の場合,言葉の意味理解の不足や間違いなどから,友達との会話の背景や経過を類推することが難しく,そのために集団に積極的に参加できないことがある。そこで, 日常的によく使われる友達同士の言い回しや,その意味することが分からないときの尋ね方などを,あらかじめ少人数の集団の中で学習しておくことなどが必要 である。
		●事前の見通し確認(活動に参加するにあたって、それがどういう活動であるのかということや、誰がどういうことをするのかということなどを確かめて見通しをもてるようにする。) ●困った時の対処法の確認(実際に活動に参加する姿が見られる場合には、その場面で「みんながこういうことをしているので、あなたもこういうことに気をつけるようにしましょう」や、「××先生がいますから、わからない時はその先生に尋ねます」、「リーダーは××さんなので、困ったら××さんに聞いてみるとよいでしょう」など、困ったときにどうすればよいのかということも伝えておくようにする。) ●教師や同級生らへの事前連絡(生徒がその場での活動に参加する際には、予め指導担当の教師やリーダー役の生徒に「この生徒が××について質問するかもしれない」や「××について質問が出たら△△と答えてほしい」なども、必要に応じて事前に確認しておくようにする。)

区分 項目(このシートはA3サイズ横用紙で設定しています。)	具体的指導例(学習指導要領「自立活動の指導」編、各項目より「★引用、抜粋」。それらをもとに「●応用」した指導例。)
(1)保有する感覚の活用に関すること。 保有する視覚, 聴覚, 触覚, 嗅覚, 固有覚, 前庭覚などの感覚を十分に活用できるようにすること	・この項の具体的な指導内容の対象として例に挙げられているのは「視覚障がい」「肢体不自由」「障がいが重度で重複している」幼児児童生徒が対象であるので、専門機関、医師等と相談の上で具体的な指導について考える。 ★においも学習や日常生活に必要な情報となるので、様々なにおいを体験したり、知っているにおいを言葉で表現したりできるように、様々な機会に指導する。 ★場所や場面に応じて、機器の特徴に応じた活用ができるようにすること。 ★自分自身の体位や動きについて視覚的なイメージを提示したり、分かりやすい言葉で伝えたりして自分の身体を正しく調整することができる力を身につけるようにする。 ★個々の感覚の状態とその活用の仕方を的確に把握したうえで、保有する感覚で受け止めやすいように情報の提示の仕方を工夫する。
(2)感覚や認知の特性についての理解と対応に関すること。 障害のある幼児児童生徒一人一人の感覚や認知の特性を踏まえ、自分に入ってくる情報を適切に処理できるようにするとともに、特に自己の感覚の過敏さや認知の偏りなどの特性について理解し、適切に対応できるようにすること	★不快である音や感触などを自ら避けたり、幼児児童生徒の状態に応じて、音が発生する理由や身体接触の意図を知らせるなどして、それらに少しずつ慣れていったりするように指導する。 ★注目すべき箇所を色分けしたり、手で触れるなど他の感覚も使ったりすることで注目しやすくしながら、注意を持続させることができることを実感し、自分に合った注意集中の方法を積極的に使用できるようにする。また、見やすい書体や文字の大きさ、文字間や行間、文節を区切る、アンダーラインを引き強調するなどの工夫があれば、困難さを改善できる幼児児童生徒もいる。したがって、幼児児童生徒一人一人の認知の特性に応じた指導方法を工夫し、不得意なことを少しずつ改善できるよう指導するとともに、得意な方法を積極的に活用するよう指導する。 ★本人にとって読み取り易い書体を確認したり、文字間や行間を広げたりして負担を軽減しながら新たな文字を習得していく方法を身につける。 ●刺激への対処・対応(大きな音に対して不安を感じている場合には、予めその場所に行ってどの場所からどういう音がしてくるのかを確かめたり、実際に活動している場面を遠くから観察したりして、少しずつその場で行われていることやその場の音に慣れるようにする。)
の (3)感覚の補助及び代行手段の活用に関すること。	★自分で苦手な音などを知り、音源を遠ざけたり、イヤーマフやノイズキャンセルヘッドホン等の音量を調節する器具を利用したりするなどして、自分で対処できる方法を身に付けるように指導することが必要である。また、その特定の音が発生する理由や仕組みなどを理解し、徐々に受け入れられるように指導していく。 ★個々の幼児児童生徒の障害の状態や発達の段階、興味・関心等に応じて、将来の社会生活等に結び付くように補助及び代行手段の適切な活用に努める。 ●刺激の軽減方法の導入、提案(生徒の申し出があれば、耳栓やイヤーマフ等の使用場面を設定したり、増やしたりする。状況に応じて、生徒にイヤーマフ等の使用をもちかける。)
(4)感覚を総合的に活用した周囲の状況についての把握と状況に応じた行動に関すること。 作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めること	★いろいろな感見器目やその補助及び代行手段を総合的に括用して、情報を収集したり、環境の状況を把握したりして、的確な判断や行動かできるようにすること。 ★LDのある児童生徒の場合、視知覚のみによって文字を認識してから書こうとすると、目と手の協応動作が難しく、意図している文字がうまく書けないことがある。そのような場合には、例えば、腕を大きく動かして文字の形をなぞるなど、様々な感覚を使って多面的に文字を認識し、自らの動きを具体的に想像してから文字を書くことができるような指導をすることが大切である。 ●視覚的なわかりやすさの促進、構造化(教室内や自分の使っている机、ロッカー周りの整理をしやすいように、仕切りを設置したり、色テープ等を貼ったりして「これはここに置く」ということをわかりやすく示すようにし、自分の持ち物の管理、教科ごとの準備物の分類等をしやすくする。) ●行動の習熟、慣熟、定着(初めて取り組むことや、まだ仕方が定着していないことに取り組む場合には、教師と一緒に仕方を確かめながら取り組み、徐々に生徒が一人でできることを増やすようにしていく。)
(5)認知や行動の手掛かりとなる概念の形成に関すること。 作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るととも に、作業を円滑に遂行する能力を高めること	★身体をリラックスさせる運動やボディーイメージを育てる運動に取り組みながら、身の回りの生活動作に習熟すさせていくようにする。 ★目的に即して意図的に身体を動かすことを指導したり、手足の簡単な動きから始めて、段階的に高度な動きを指導したりすることなどが必要 である。また、手指の巧緻性を高めるためには、幼児児童生徒が興味や関心をもっていることを生かしながら、道具等を使って手指を動かす体 験を積み重ねていくようにする。 ★手本となる動作や幼児児童生徒自身の動作を映像で確認するなど、自ら調整や改善を図っていくことができるよう工夫を図っていく。

区分 項目(このシートはA3サイズ横用紙で設定しています。)		具体的指導例(学習指導要領「自立活動の指導」編、各項目より「★引用、抜粋」。それらをもとに「●応用」した指導例。)
5 身体の動き	(1)姿勢と運動・動作の基本的技能に関すること。 日常生活に必要な動作の基本となる姿勢保持や上肢・下肢の運動・動作の 改善及び習得, 関節の拘縮や変形の予防, 筋力の維持・強化を図ることなど の基本的技能に関すること	・この項の具体的な指導内容の対象として例に挙げられているのは「肢体不自由」「筋ジストロフィー」や「視覚障がい」等の児童生徒の場合であるので、専門機関、医師等と相談の上で具体的な指導について考える。 ★生活動作や作業動作を十分に行うことができない場合、個々の生徒の運動・動作の状態に即した指導を行う。 ★より基本的な動きの指導から始め、徐々に複雑な動きを指導する。そして次第に目的の動きに近付けていくことにより、必要な運動・動作が確実に身に付くように指導する。
	(2)姿勢保持と運動・動作の補助的手段の活用に関すること。 姿勢の保持や各種の運動・動作が困難な場合,様々な補助用具等の補助 的手段を活用してこれらができるようにすること	・この項では主として「運動・動作が極めて困難な幼児児童生徒の場合」への指導例が挙げられているので、専門機関、医師等と相談の上で具体的な指導について考える。 ★発達の段階を考慮しながら、補助用具のセッティングや収納の仕方を身に付けたり、自分に合うように補助器具を調整したりすることを指導する。
	(3)日常生活に必要な基本動作に関すること。 食事,排泄,衣服の着脱,洗面,入浴などの身辺処理及び書字,描画等の 学習のための動作などの基本動作を身に付けることができるようにすること	・この項の具体的な指導内容の対象として例に挙げられているのは「視覚障がい」「心臓疾患」や「運動・動作が極めて困難」な児童生徒の場合であるので、専門機関、医師等と相談の上で具体的な指導について考える。 ★「安定した座位を確保しながら、両腕を体の前へ伸ばす」「身体の正面で両手を合わせることができ、指を握ったり開いたりする」「身体のほとんどの部位へ指先が届く」「手の動きを目で追う」という動作を、実際の日常生活で使うところまで習慣化していく。
	(4)身体の移動能力に関すること。 自力での身体移動や歩行,歩行器や車いすによる移動など,日常生活に 必要な移動能力の向上を図ること	・この項の具体的な指導内容の対象として例に挙げられているのは「視覚障がい」「心臓疾患」や「運動・動作が極めて困難」な児童生徒の場合であるので、専門機関、医師等と相談の上で具体的な指導について考える。 ★他者に援助を依頼する方法を身に付けるようにする。 ★日常生活に役立つ移動能力を習得するよう指導する。 ★例えば、駅など危険が予想される場所を歩く場合に、ためらわずに駅員や周囲の人に援助を依頼することなど、安全が確保できる方法を十分に理解し、身に付けるようにする。
	(5)作業に必要な動作と円滑な遂行に関すること。 作業に必要な基本動作を習得し、その巧緻性や持続性の向上を図るとともに、作業を円滑に遂行する能力を高めること	・この項で具体的な指導内容の対象として例に挙げられているのは「肢体不自由」「ADHD」のある幼児児童生徒の場合である。 ★ADHDのある幼児児童生徒の場合、注意の持続の困難さに加えて、目と手の協応動作や指先の細かい動き、体を思った通りに動かすこと等が上手くいかないことから、身の回りの片付けや整理整頓等を最後まで遂行することが苦手なことがある。そこで、身体をリラックスさせる運動やボディーイメージを育てる運動に取り組みながら、身の回りの生活動作に習熟することが大切である。 ★手指の巧緻性を高めるためには、幼児児童生徒が興味や関心をもっていることを生かしながら、道具等を使って手指を動かす体験を積み重ねることが大切である。例えば、エプロンのひも結びについて、一つ一つの動作を身に付けることから始め、徐々に身に付けた一つ一つの動作をつなげ、連続して行えるようにすることが大切である。その際、手本となる動作や幼児児童生徒自身の動作を映像で確認するなど、自ら調整や改善を図っていくことができるよう工夫することが大切である。

区分 項目(このシートはA3サイズ横用紙で設定しています。)	具体的指導例(学習指導要領「自立活動の指導」編、各項目より「★引用、抜粋」。それらをもとに「●応用」した指導例。)
(1)コミュニケーションの基礎的能力に関すること。 幼児児童生徒の障害の種類や程度, 興味・関心等に応じて, 表情や身振り, 各種の機器などを用いて意思のやりとりが行えるようにするなど, コミュニケーションに必要な基礎的な能力を身に付けること	★興味のある物を手にしたいという欲求が勝り、所有者のことを確認しないままで、他者の物を使ったり、他者が使っている物を無理に手に入れようとしたりすることがある。また、他の人の手を取って、その人に自分が欲しい物を取ってもらおうとすることもある。このような状態に対して、周囲の者はそれらの行動が意思の表出や要求を伝達しようとした行為であることを理解するとともに、幼児児童生徒がより望ましい方法で意思や要求を伝えることができるよう指導する。 ★言語発達に遅れがある幼児児童生徒の場合、語彙が少ないため自分の考えや気持ちを的確に言葉にできないことや相手の質問に的確に答えられないことなどがある。そこで、幼児児童生徒の興味・関心に応じた教材を活用し、語彙を増やしたり、ことばのやりとりを楽しんだりすることが必要である。特に、幼児の場合は、言語による直接的な指導以外に、絵画や造形活動、ごっこ遊びや模倣を通して、やりとりの楽しさを知り、コミュニケーションの基礎を作るようにする。
(2)言語の受容と表出に関すること。 話し言葉や各種の文字・記号等を用いて、相手の意図を受け止めたり、自 分の考えを伝えたりするなど、言語を受容し表出することができるようにするこ と	・この項の具体的な指導内容の対象として例に挙げられているのは「脳性まひ」「聴覚障がい」「構音障がい」等の児童生徒の場合であるので、専門機関、医師等と相談の上で具体的な指導について考える。 ★発達機能の改善を図るとともに、文字の使用や補助的手段の活用を検討して意思の表出を促すようにする。 ★音声だけでなく身振りを状況に応じて活用し、さらに、手話・指文字や文字等を活用して、生徒が主体的に自分の意思を表出できるような機会を設ける。 ★構音運動を調整する力を高めたり、音韻意識を育て、音の弁別や自分の発音をフィードバックできるようにしたりして、正しい発音を定着させるようにする。
6 (3)言語の形成と活用に関すること。 コミュニケーションを通して、事物や現象、自己の行動等に対応した言語の 概念の形成を図り、体系的な言語を身に付けることができるようにすること	・この項の具体的な指導の対象としては「障害の状態が重度な場合」「聴覚障がい」「言語発達に遅れ」「視覚障がい」「LD」等の場合である。 ★言葉は知っているものの,その意味を十分に理解せずに活用したり,意味を十分に理解していないことから活用できず,思いや考えを正確に伝える語彙が少ないこと生徒に対しては,実体験,写真や絵と言葉の意味を結び付けながら理解することや,ICT機器等を活用し,見る力や聞く力を活用しながら言語の概念を形成するように指導する。
ユ (4)コミュニケーション手段の選択と活用に関すること。	★自分の意思を適切に表し、相手に基本的な要求を伝えられるように身振りなどを身に付けたり、話し言葉を補うために絵カードやメモ、タブレット端末等の機器等を活用できるようにしたりする。 ★コンピュータの読み上げ機能を利用したり、関係性と項目を図やシンボルなどで示すマインドマップのような表現を利用したりすることで、コミュニケーションすることに楽しさと充実感を味わえるようにしていく。
・ション	●意思表出の工夫、場の設置(不安な様子が感じられる時や,実際に「○○したくない」という姿が見られた時には「どうしたのですか」「なにがあったか教えてください」など問いかけその理由を聞いたり、必要に応じて生徒の要求(○○したくない)に応えたりする。その時、「理由を言ってくれると、先生もあなたの気持ちがわかります」など伝えるようにし、「困ったときは誰かにそのことを伝えてもいい」ということが実感できるようにする。) ●コミュニケーション方法の拡大、習熟、定着(自分で言葉にしてまとめられないような時には、手紙に書いたりワープロで文字にさせたりして、自分の気持ちを伝えられるようにし、自分の不安や困っていることを他者に伝えてよいということを実感できるようにする。)
(5)状況に応じたコミュニケーションに関すること。 コミュニケーションを円滑に行うためには、伝えようとする側と受け取る側との 人間関係や、そのときの状況を的確に把握することが重要であることから、場 や相手の状況に応じて、主体的にコミュニケーションを展開できるようにするこ と	★相手や状況に応じて、適切なコミュニケーション手段を選択して伝えたりすることや、自分が受け止めた内容に誤りがないかどうかを確かめたりすることなど、主体的にコミュニケーションの方法等を工夫することが必要である。 ★友達や目上の人との会話、会議や電話などにおいて、相手の立場や気持ち、状況などに応じて、適切な言葉の使い方ができるようにしたり、コンピュータ等を活用してコミュニケーションができるようにしたりする。 ★相手の立場に合わせた言葉遣いや場に応じた声の大きさなど、場面にふさわしい表現方法を身に付けることが大切である。なお、その際には、実際の生活場面で、状況に応じたコミュニケーションを学ぶことができるような指導を行う。
	●具体的交流場面での指導(休憩時間などに上級生や下級生と触れ合う場面においては、生徒の発する言葉に注意し、上級生に対する言葉遣い、下級生への言い回しなどが丁寧にできているかの点で改善すべき様子が見られる際には、「そういう場合には○○と言った方が相手も気持ちがいいですよ」など、その都度好ましい表現の具体例を生徒に伝えるようにする。) ●言葉遣いの注意喚起、定着(相手に応じて丁寧な言葉遣いができている場合には「今の言い方、よかったよ」と言い、言葉遣いに気をつけられていることを認めるようにする。) ●コミュニケーションの事前確認(教師や同級生等、話す相手が予め明らかになっている場合には、「今から、誰にどういうことを伝える予定ですか?」などと事前に問いかけるなどして、話し相手のことを意識させたり話す内容を確かめ、実際の場で適切な話ができるようにする。)